

## Stainのある織物の輸出申告数量について

蔵関第 1957 号  
昭和 44 年 6 月 10 日

Stainのある織物の輸出申告数量については、下記のように決定したので、昭和 44 年 6 月 16 日より実施されたい。

(注) 昭和 44 年 2 月開催の輸出関税審査官会議で討議

### 記

Stainのある織物の輸出申告数量は、Stain部分を含めた数量(輸出総数量)とする。

なお、輸出申告価格は、従来どおり実際の決済金額(FOB 価格をいう。)とする。